

韓国の経済民主化と財閥

遠 藤 敏 幸

はじめに

- I 韓国財閥の「臨界点」
 - II 韓国政府の対財閥政策
 - III 経済民主化と財閥
- おわりに

はじめに

2013年2月に就任した朴槿恵大統領の公約のひとつに経済民主化がある。1997年に発生したアジア通貨危機の影響を受け、経済危機に陥った韓国は、翌年からIMF主導の経済改革を実施した。これを契機に韓国は新自由主義路線に傾斜した。このことで非正規雇用の増加を代表するように、所得格差が拡大した。韓国国民の経済民主化に対する関心と期待は大きい。しかし、朴槿恵大統領の経済民主化への取り組みは遅々として進んでいない。

経済民主化は財閥問題と連動して議論されている。韓国財閥は常に韓国経済の成長を牽引してきたが、その一方で、上位財閥の経済力集中は年々進行している。一部の財閥にだけ富が集中し、それが国民ひとりひとりに還元されていると実感できない現状に多くの批判が出ているのだ。

本稿では韓国の経済民主化の進展を韓国政府の対財閥政策を通して考察したい。

I 韓国財閥の「臨界点」

公正取引委員会によって2013年4月に発表された相互出資制限企業集団指定¹によると、相互出資制限企業集団は62個だった。そのうち公企業集団が11個、総帥のいない民間企業集団は8個だったので、総帥のいる民間企業集団、すなわち財閥とみなされるものは43個存在した。財閥は、傘下の系列会社のほとんどを家族が事実上支配しているが、図表1で確認されるように、2013年の総帥の持分率は2.09%しかなく、親族と²

1 「相互出資制限企業集団」とは資産総額5兆ウォン以上の企業集団で、指定された企業集団は直接相互持合が禁止される。

2 ここでの「親族」の範囲は、配偶者、血族6親等までおよび姻戚4親等までである。

図表1 総帥のいる集団の所有持分構造現況 (単位: %)

	総帥一家			総帥一家以外			合計
	総帥	親族	小計	系列会社	その他	小計	
2012年 (43個)	2.13	2.05	4.17	49.55	2.38	51.93	56.11
2013年 (43個)	2.09	2.27	4.36	48.15	2.28	50.43	54.79
増減	0.04	0.22	0.19	1.40	0.10	1.50	1.32

出所: 공정거래위원회 (2013) 「2013년 대기업집단 주식소유현황 정보공개」
【公正取引委員会 (2013) 「2013年大企業集団株式所有現況 情報公開」】

図表2 総帥のいる上位10大企業集団の内部持分率変化 (単位: %)

	94	95	96	97	98	99	2000	2001	2002	2003
総帥	3.2	3.0	2.9	2.5	2.9	1.8	1.1	1.3	1.4	1.2
系列会社	35.3	35.5	36.3	35.5	37.9	46.6	41.2	43.0	42.2	42.4
内部持分率	43.6	43.4	44.0	42.7	45.1	51.5	44.9	46.4	45.9	46.2
	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
総帥	1.3	1.4	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.1	0.94	0.99
系列会社	43.3	45.3	46.0	44.1	44.7	45.6	44.0	50.3	52.77	49.61
内部持分率	47.1	49.2	49.8	47.9	48.3	49.3	47.4	53.5	55.73	52.92

出所: 공정거래위원회 (2013) 「2013년 대기업집단 주식소유현황 정보공개」
【公正取引委員会 (2013) 「2013年大企業集団 株式所有現況 情報公開」】

合わせても4.36%と総帥一家の持分率は極めて低い。

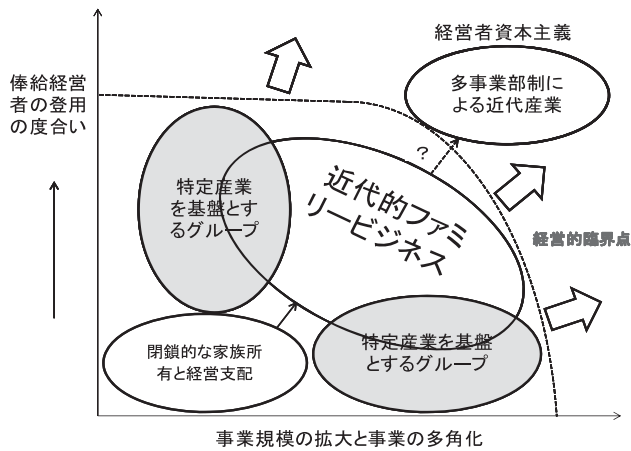
これを上位10の財閥に絞ると、2013年の総帥の持分率は0.99%とさらに低くなる。1994年には3.2%だった総帥の持分率は毎年顕著に低下している(図表2)。

上位財閥になるほど家族・同族の持分率は低下する傾向にある。2013年の四大財閥(三星グループ、現代自動車グループ、LGグループ、SKグループ)の内部持分率を確認すると顕著である。まず、総帥の持分率を見ると、三星グループは0.69%、現代自動車グループは2.04%、LGグループは1.33%、SKグループに至っては0.04%と非常に低い持分率となっている。総帥の持分を親族と合算しても、三星グループは1.27%、現代自動車グループは3.63%、LGグループは4.11%、SKグループは0.69%という低い持分率³に留まっている。

財閥の規模が大きくなるほど家族・同族の持分率が低下することはむしろ当然の帰結である。問題なのは、家族・同族の持分率が低下することによって、本来、進んでいくはずの脱ファミリービジネス化が、韓国では起こらないことである。

3 공정거래위원회 (2013) 「기업집단별 지분보유현황」【公正取引委員会 (2013) 「企業集団別 持分保有現況」】参照。

図表3 ファミリービジネスの「臨界点」



出所：末廣（2006），87 ページから転載。

末廣昭の「ファミリービジネス論」によると以下のように説明される。チャンドラーの「経営革命論」に従えばファミリービジネスはいずれその企業形態を維持することができない「臨界点」に達するが、ファミリービジネスの「臨界点」は「国内外の経済的条件，政府の政策，所有主家族自身の主体的努力」などによって押し上げられることがあり，そのことによってファミリービジネスの持続・発展が可能になるという（図表⁴）。

韓国の財閥の多くは，ファミリービジネスの形態をもはや維持することができない「臨界点」にとっくの昔に到達しているはずだ。とりわけ上位の財閥は，その規模が大きくなればなるほど家族・同族の持分率が著しく低下している事実からも顕著に当てはまる。韓国の財閥は，財閥であることを維持するため，すなわちファミリービジネスの「臨界点」を押し上げるために，系列会社間の株式の持合を強化したり，所有構造を組み替えたり，出資総額制限の適用除外や例外認定をフルに活用したりすることをおこなってきた。韓国の財閥の多くは長らく「無理に」財閥であることを維持し続けているのである。

公正取引委員会が公開した資料⁵からも，2013年に指定された43の総帥のいる民間企業集団，すなわち財閥は，すべて，系列会社の相互持合を強化することによって，本来傘下の系列会社を支配するには程遠い家族・同族の低い持分率を補い，家族・同族の支配力強化を図っていることが確認できる。

こうした行為は韓国の財閥の経営にとって，ひいては韓国経済にとって有益に働いて

4 末廣（2007），88 ページ。

5 前掲資料，공정거래위원회（2013）「기업집단별 지분보유현황」【公正取引委員会（2013）「企業集団別持分保有現況」】参照。

いるものなのだろうか。あるいは弊害となっている悪しき慣行なのであろうか。次節で韓国政府の対財閥政策の変遷を確認することで、「臨界点」を押し上げながらの財閥の存続に対して韓国政府がどのような見解を示してきたか浮き彫りにしたい。

II 韓国政府の対財閥政策

1960年代、70年代の高度経済成長を牽引したのは財閥であり、韓国政府も財閥の機動力を利用し歓迎した。韓国の経済水準が高まるにつれ、財閥も益々力をつけ肥大化した⁶が、財閥主導の経済発展は、経済力集中の歪みという形で問題を露呈するようになっていった。しかし高度経済成長期には経済発展を優先するために、財閥の拡大がもたらす弊害は公然と見過ごされた⁶。そのことは財閥の存在を正当化するものとなり、財閥の拡大をより後押しした。

韓国で対財閥政策が本格的に取り組みされたのは1980年のことである。1980年は70年代の2度のオイルショックと1979年の朴正熙大統領の暗殺による社会的混乱を受け、韓国の経済成長率がマイナスを記録した年である。低賃金を利用した輸出志向工業化もASEAN諸国を中心とした新興国の成長に押されるようになっていた。1980年代、韓国は経済システムを根本から変更することを迫られるようになっていた。

1980年12月、「独占規制及び公正取引に関する法律」（通称「公正取引法」）が制定され、韓国社会に公正で健全な競争を促す競争政策が採用された。1986年には公正取引法を大規模に改正し、持株会社設立の禁止、系列社間の相互持合の禁止、出資総額制限制度の導入、系列金融・保険会社の議決権制限、大規模企業集団指定制度の導入がおこなわれた。

しかし、1980年代前半に実施された構造調整がある程度の成果を見せたことと、80年代中盤から「三低景気」（ウォン安、原油安、国際金利安）という韓国経済にとってまたとない好機が訪れたことで、韓国経済は再び高い経済成長の軌道に乗った。その高い経済成長を牽引するのがやはり財閥であったことから、対財閥規制は徹底されなかった。

1990年代に入ると「世界化」=グローバル化を意識し始め、先進国化を目指すようになる。韓国企業の中にもグローバル企業へと成長する兆しを見せ始めるものも出てきたが、それらはほとんど財閥の系列企業に属していた。政府が競争力のある企業を育成し、財閥がより肥大化していく、さらに政府が育成していく、というサイクル

6 たとえば、特定財閥への過度な経済力集中は1970年代に入ってから問題視され始め、対財閥政策が検討されたが、経済成長を優先するためには所得の不均衡が生じることは仕方がないこととして見送られてきた。

7 韓国の対財閥政策の変遷の詳細は、遠藤（2012）を参照されたい。

は、60年代、70年代の高度経済成長期には結果的には有効に働いた。しかし、韓国企業が国内だけでなく海外の企業とも競争していかなければならなくなったとき、特惠を引き出すために政府とよりよい関係を築いていくことに邁進することは、海外との競争の理屈とはかけ離れていた。財閥の経営体質を変える必要性に迫られていたのである。そのため90年代に入り対財閥政策は概ね強化される方向にあるが、これまでの政府の育成政策に依拠する財閥の経営体質を根本から変えるまで徹底することはできず、問題は先送りにされてきた。

韓国政府の対財閥政策が大きく転換するのは1997年に発生したアジア通貨危機の影響を受け経済危機に陥ってからである。IMFから緊急融資を受けたことで、IMF主導の経済改革を実施することになるが、企業改革の中心は財閥改革であった。

IMF主導の財閥改革の最大の目的は、韓国企業にコーポレート・ガバナンスを根付かせることであった。このころになると巨大グループに成長した韓国財閥が多くみられるようになった。本来であれば、次第に所有と経営が分離していくはずであるが、I節で確認したように、株式の相互持合や所有構造の組み換えなどを通じて、家族・同族の支配権を実際の持分以上に行使する仕組みを作り上げ、傘下の系列会社を事実上すべて支配する構造をすべての財閥がとってきた。そのため、会社経営に関わる株主、従業員、債権者などの権利は著しく侵害されていると判断された。家族・同族が傘下の系列会社を事実上すべて支配しているため、外部からの経営の監視体制も低かった。実際、放漫経営に走る財閥もあり、そのことが原因でグループ丸ごと倒産した財閥もあった。コーポレート・ガバナンスの確立を軸としたIMF主導の財閥改革は、韓国の財閥の解体をも辞さない強い態度で実行された。

アジア通貨危機以後の韓国政府の対財閥規制は、持株会社体制移行の誘導策と出資総額制限制度の改革の2つが主軸となった。しかし、どちらも極めて不徹底なものとなったと評価せざるを得ない。

まず、持株会社体制移行の誘導策がどのように展開されたか振り返ってみよう。韓国では持株会社の設立及び転換は1986年に禁止されたが、1999年に解禁された。持株会社を用いた組織再編は世界ではごく当たり前の戦略となっているのにもかかわらず、持株会社を禁止している国は、このころには韓国くらいしかなくなっていた。韓国企業が世界のグローバル企業と競争するうえで非常な不利な状況であると考えられ、1999年に持株会社の設立および転換の解禁に踏み切った。ただし、韓国政府が持株会社の解禁に踏み切った意図は、韓国企業の競争力低下を避けるためだけではなく、注目すべきことは、持株会社の解禁が「制限的に」許容されたことである。1999年に解禁された当時の持株会社の設立および転換に課されていた条件は以下のとおりである。①負債比率を100%以下におさえる、②子会社の株式を発行総数の50%以上保有する（子会

社が上場企業である場合は30%以上)、③持株会社は子会社以外の国内会社の株式を支配目的に所有できない、④金融・保険会社と非金融・保険会社を同時に所有できない。②、③の条件を満たすことで、財閥の所有構造は垂直的な持合にならざるを得ず、所有構造は単純化される。韓国の財閥の多くは、極めて複雑な持合構造を展開しているのが通常であり、このことが韓国財閥のコーポレート・ガバナンスを不健全なものとしている最大の要因であると考えられていた。また、④の条件が課されることで、持株会社体制に移行することは、グループの分離を必至なものとなる。韓国政府は、財閥を持株会社体制に移行させることで、所有構造の単純化、グループの分離を促し、ひいては家族・同族の支配力を低下させることを目的としていた。

しかし、現実には、家族・同族の支配力を手放したくない財閥は持株会社体制への移行にうまく反応することはなかった。そのため、2001年、2004年、2007年と、持株会社設立および転換の制限的条件を次々と緩和した。家族・同族による支配体制の維持に関しては厳しく追及せず、所有構造の単純化を優先するよう妥協されていったのである。こうした持株会社設立および転換に関する要件が緩和されることで、財閥の存続する余地は拡大されていったとみなさるだろう⁸。

出資総額制限制度の改革はさらに一貫性を欠いたものとなっている。出資総額制限制度は、1986年に導入され、以後、財閥規制の中心的な制度となるものである。系列会社間の出資を制限することで無為な相互出資を抑制することが目的である。アジア通貨危機直後の1998年に、国際的なコーディネートを勧告してこれが一旦廃止されるが、その弊害はすぐに露呈し、1999年に復活した。2002年に出資総額制限超過への処遇が強化され、出資総額制限制度による財閥規制が強化されたが、2004年に緩和されたのを機に、出資総額制限制度は次々と緩和されていく方向になった。2007年に世界金融危機が起こったことで、出資総額制限制度の緩和はさらに拍車がかかった。もともと大企業優遇策を採る傾向にあった李明博大統領は、世界金融危機の発生を契機に、過度な財閥規制をおこなうことによって韓国の主要な企業の競争力が低下することを危惧した。このため2009年に出資総額制限制度は廃止された。しかし、出資総額制限制度が廃止されたことで、韓国に常に付きまとっている財閥の無為な拡張と家族・同族の過度な支配力向上によるコーポレート・ガバナンスの歪みが生じることが懸念された。これを補うため講じられたのが、企業集団公示制度の導入と環状型循環出資の禁止である。企業集団公示制度は導入されたが、環状型循環出資の禁止は、財界側の激しい反撥によって導入に至らなかった。出資総額制限制度が廃止されたが環状型循環出資の禁止が見

8 四大財閥のうち、LGグループは2003年に、SKグループは2007年に持株会社体制へ移行している。ただし、この2つは韓国政府の望む財閥のコーポレート・ガバナンス改革に応じたというよりも、他の財閥に比べて家族・同族の支配力を高めるための持合構造をうまく展開できなかったため、持株会社体制へ移行することにより、新しい家族支配体制の構築を試みたという側面の方が大きい。

送られたことで、財閥の家族・同族支配の維持の余地は大きく拡大されたのである。

以上、アジア通貨危機以後の対財閥政策を今一度まとめると、アジア通貨危機直後、韓国政府は財閥の解体をも辞さない強い姿勢で財閥への規制を強化した。しかし、現実の実効性を鑑みて、対財閥規制は緩和されていく中、2007年の世界金融危機が引き金となって対財閥規制はさらに後退した。韓国政府によるファミリービジネスの「臨界点」の押し下げ要因が大きく弱まったことで、韓国財閥の存続の余地は大きく拡大したといえるだろう。

Ⅲ 経済民主化と財閥

2013年2月、大統領に就任した朴槿恵は経済民主化の達成を公約に掲げている。経済民主化は大統領選挙でも最も争点になったことであり、国民の多くが関心を寄せる事案である。近年、とみに用いられるようになった経済民主化という言葉であるが、経済民主化への関心と期待の歴史は長い。

朴正熙政権期、全斗煥政権期に成し遂げられた高度経済成長は、国民の生活水準を飛躍的に押し上げたが、同時に所得の不均衡を拡大させていた。権威主義体制のもと賃金は抑制され、労働争議の禁止など労働者の権利は剥奪されていた。1987年6月にいわゆる「民主化宣言」が出され、韓国は民主化した。このとき改正された憲法119条に経済民主化に関わる記述がある。

- 1 項：大韓民国の経済秩序は個人と企業の経済上の自由と創意を尊重することを基本とする。
- 2 項：国家は均衡した国民経済の成長および安定と適正な所得の分配を維持し、市場の支配と経済力の乱用を防止し、経済主体間の調和を通じた民主化のために経済に関する規制と調和を行える。

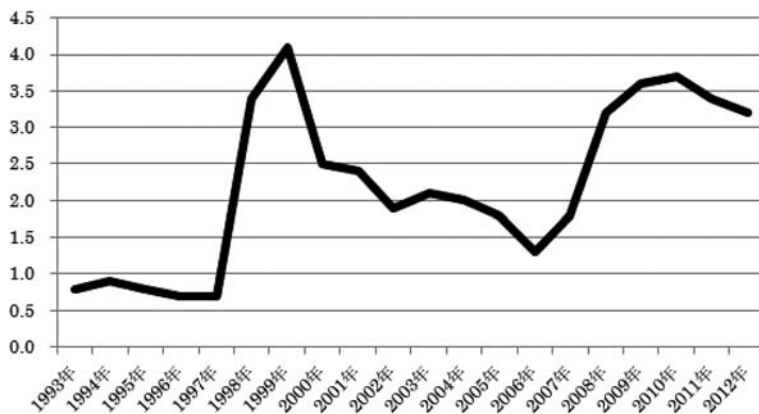
民主化宣言により、韓国の労働争議は頻発し、賃金は生産性以上に上昇し、労働者の労働環境は大幅に改善された。アジア通貨危機の起こる直前には、OECD諸国の中で最も労働者を解雇しにくい国のひとつになっていた。

こうした状況が変わるのは、アジア通貨危機後のIMF主導の経済改革である。経済改革は4大改革とも呼ばれ、公共部門、金融部門、企業部門、そして労働部門の改革を軸とされた。労働部門は労働市場の柔軟化に力点が置かれた。1998年に整理解雇制度

が導入され、会社の経営上の理由で労働者を解雇することが可能になった¹⁰。また、同年、労働者派遣制度を導入され、派遣労働者が合法化された。通貨危機後に行われた労働部門の改革により、韓国の労働者の労働環境は極めて不安定なものとなったのである。

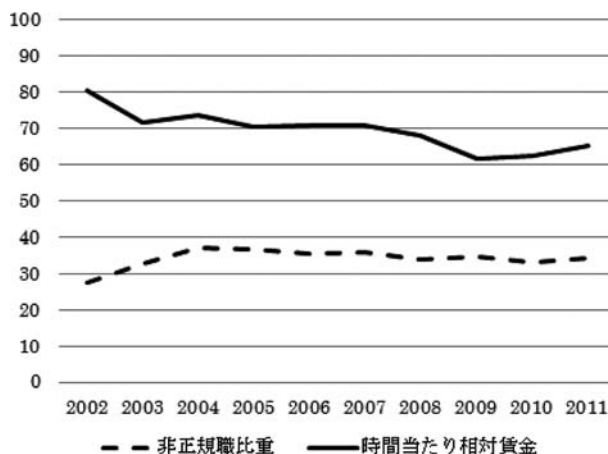
韓国の完全失業率の推移を確認すると、アジア通貨危機が起こった直後と世界金融危機が起こった直後に上昇している（図表4）。アジア通貨危機直後に上昇した失業率はのちに低下しており、一見、韓国の労働環境が改善されたかのように見受けられるが、先述したように、労働市場の柔軟化措置により、本来正規職で雇用されていた労働者が

図表4 韓国の完全失業率 (単位：%)



出所：『한국통계청』（『韓国統計庁』）から筆者作成。

図表5 韓国の非正規職比重と時間当たり相対賃金 (単位：%)



出所：한국노동연구원 (2012) 『고용형태별 정규·비정규 임금격차-업종별 분석』
 【韓国労働研究院 (2012) 『雇用形態別正規・非正規賃金格差-業種別分析』】から筆者作成。

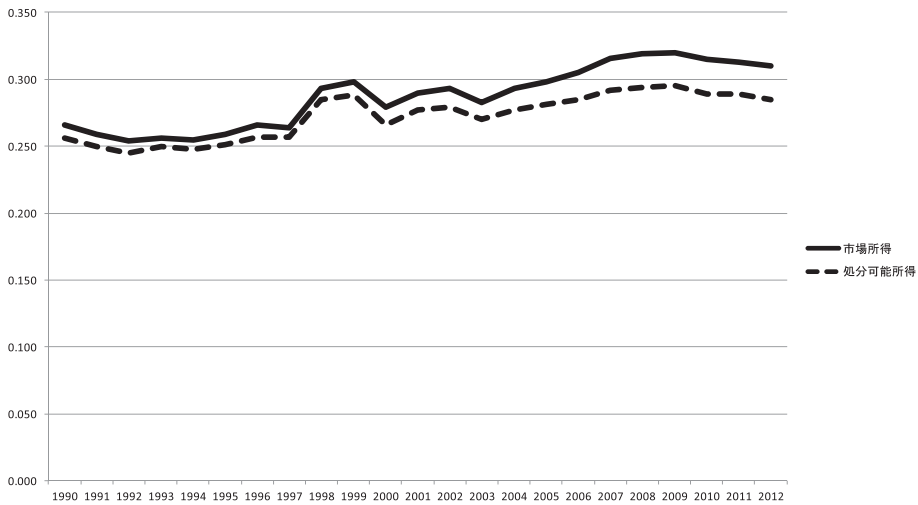
10 1998年の整理解雇制度の導入は、「勤労基準法」の改正である。改正以前にも整理解雇を実行することは法律上可能であったが、解雇の事由が不明確であったため、多くの会社は整理解雇を事実上おこなえなかった。1998年の整理解雇制度の導入とは、解雇の事由を明確にし整理解雇をしやすくした、というのが正確な理解である。

非正規職に置き換えられたり、正規職であっても会社の経営上の都合で解雇されうる状況になったりしたことは看過してはならない。

韓国の非正規職比重は近年 30% 半ばで推移している。非正規職の正規職との時間当たり相対賃金は低下している傾向にあり、正規職と非正規職の格差は拡大していることが確認される（図表 5）。

GINI 係数の推移を見てみると、市場所得で 1990 年には 0.26 であったが、通貨危機以後は上昇し続け、0.30 強を記録している（図表 6）。

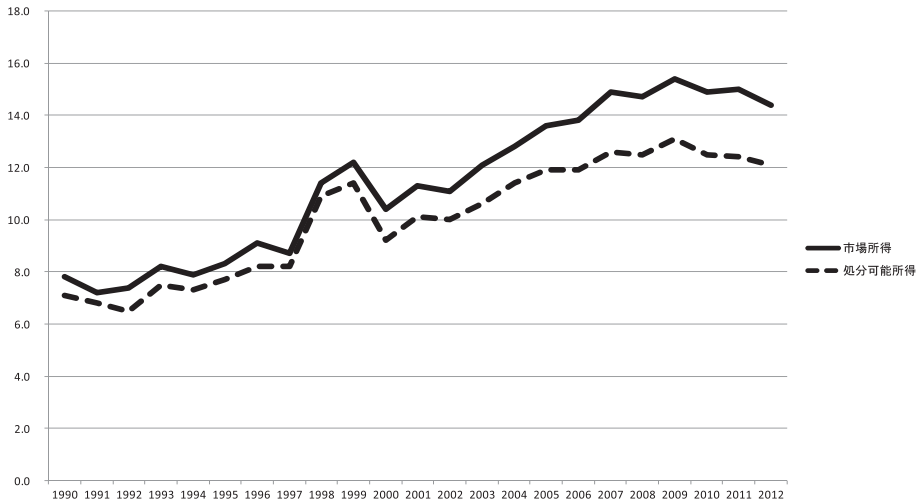
図表 6 GINI 係数推移



注：対象は都市部。

出所：『한국통계청』（『韓国統計庁』）から筆者作成。

図表 7 相対的貧困率の推移（中位所得 50% 未満，単位：%）



注：対象は都市部。

出所：『한국통계청』（『韓国統計庁』）から筆者作成。

相対的貧困率の推移を見ると格差の拡大はより歴然である。通貨危機の直前には相対的貧困率は8.2%であったが、通貨危機以後は着実に上昇しており、2012年には17.6%を記録している(図表7)。

1987年の民主化宣言が出されたときの経済民主化への要求は、先進国へ急速にキャッチアップするために生じる所得の不均衡に対する改善であり、政府主導の経済開発の見直しであった。通貨危機以後、IMF主導の経済改革がおこなわれたことにより、韓国は急速に新自由主義路線に傾斜していくが、近年拡大している格差はこれに起因する。

1987年の民主化宣言のときとアジア通貨危機以後の経済民主化はその問題の所在と背景は異なっている。¹¹

アジア通貨危機直後には韓国経済の早急な立て直しが優先され、翌年V字回復を成し遂げたが、2007年には世界緊急危機の影響を受けたこともあり、韓国の経済民主化の問題は先送りにされてきた。先送りにされることで国民の不満はさらに高まり、2013年に出帆した朴槿恵新政権は、経済民主化への対応を無視できない状況にあるのである。

経済民主化は常に財閥批判と連動してきた。財閥は経済発展を牽引する主体であり続けているが、財閥への経済力集中は解消されるどころかむしろ高まってすらいる。IMF主導の経済改革以後薦められた韓国企業のコーポレート・ガバナンス整備が株主資本主義を基調とした。会社の利益は株主へ還元することが優先されるため、韓国国民の雇用の機会は縮小した。また、主要企業の株主の外国人比率が高まっていることから、国内の所得格差が拡大すればするほど、韓国企業の経営の果実が韓国国内に還元されていないという財閥に対する批判的な感情は高まっている。¹²¹³

このように経済民主化と連動した財閥問題を解決するため朴槿恵大統領が公約したことに環状型循環出資の解消がある。

I節で確認したように、規模が拡大したり事業が多様化したりすることで、ファミリービジネスの存続は困難なものとなっていく。韓国の財閥の場合、株式の相互持合の展開がそれを克服する主要な手段である。しかし、財閥の規模が拡大すればするほど、株式の相互持合の展開の余地も縮小していく。そのため、近年、多くの財閥で環状型循環出資を用いて家族・同族の支配力維持を図る傾向が強くなっている。こうした状況から

11 前掲書、김종인 (2013), 36-47 ページも参照。

12 たとえば、2013年3月31日の時点で、外国人比率は、三星電子が50.06%、現代自動車が43.71%であった。<http://www.krx.co.kr> 参照。

13 財閥に対する世論は、必ずしも道義的な範疇に収まる小さな問題ではない。たとえば、政治、財界を監視する市民団体である参与連帯の活動が財閥規制につながった事例もある。財閥にとって世論は財閥の存続に関しても無視できない大きな圧力である。財閥に対する世論が財閥の企業経営に与える影響を分析したものとして柳町(2009)がある。

図表 8 循環出資現況

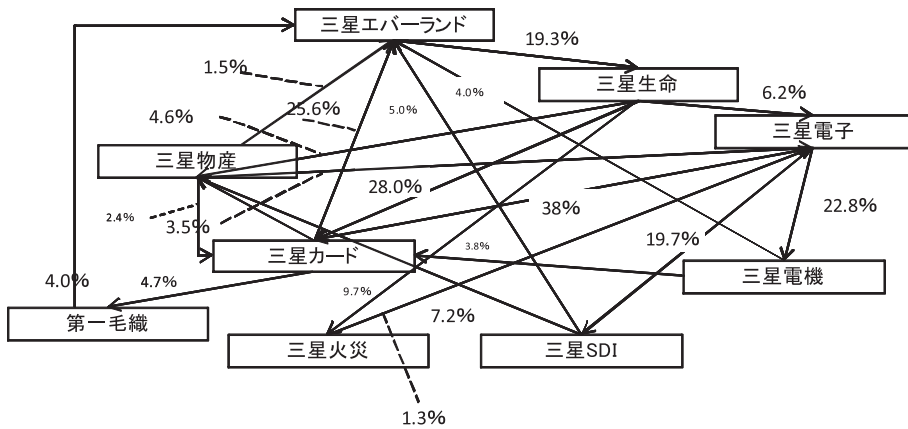
(単位：個)

	三星	現代自動車	ロッテ	現代重工業	韓進	東部	大林	現代
循環出資数	16	2	51	1	2	5	1	4
2008年以後の新規生成	0	0	32	0	0	3	0	2

	現代百貨店	ヨンブン	東洋	ハンラ	現代産業開発	ハンソル	合計	合計
循環出資数	3	10	17	1	4	7	124	124
2008年以後の新規生成	2	8	14	1	1	6	69	69

出所：공정거래위원회 (2013) 「13년도 대기업집단 주식소유현황 및 지분도 분석·공개」
 【公正取引委員会 (2013) 「13年度大企業集団株式所有現況及び持分図 分析・公開」】から作成。

図表 9 三星グループの環状型循環出資構造
 (2013. 4. 1. 普通株 + 優先株基準)



出所：공정거래위원회 (2013) 「13년도 대기업집단 주식소유현황 및 지분도 분석·공개」
 【公正取引委員会 (2013) 「13年度大企業集団株式所有現況及び持分図 分析・公開」】から作成。

財閥に過度に経済力が集中している要因のひとつとして環状型循環出資が注目されているのである。

2013年4月現在、公正取引委員会の報告によると、14の企業集団が合計124の循環出資を擁していることが確認された。そのうち、ロッテグループ、現代グループ、現代百貨店、東洋グループ、現代産業開発が系列会社間の持分率を上昇させるなどして昨年度より循環出資を増加させている。2008年以後新規に形成された循環出資は69で現在形成されている循環出資の55.6%を占める（図表8）。

三星グループは16の循環出資構造を有しており、家族・同族が直接支配する三星エバーランドを頂点とした閉鎖的な所有構造を作り上げている（図表9）。

このように今日、財閥問題として最も注目されている環状型循環出資に対する規制は、財閥のコーポレート・ガバナンス改善につながることはもちろんのことであるが、

14 環状型循環出資は多段階出資（A社からB社、B社からC社への出資で終わる出資）よりも少数株ノ

それだけではなく、通貨危機以後、所得格差をもたらす新自由主義路線からどのように方向転換するかを指し示す政治的な課題をも内包しているのである。

しかし、環状型循環出資への規制は、朴槿恵大統領が就任し公約した2013年のうちにすでに挫折している。2013年8月、盧大来公正取引委員長は「経済民主化より経済活性化を優先する」と発言し、環状型循環出資への規制は見送られた¹⁵。2013年から本格化する円安ウォン高で韓国企業の輸出競争力が低下し、韓国経済が失速し始めたからである。

現代自動車の2013年1~3月期連結決算は、営業利益が前年同期比10.7%減、最終利益は14.9%減に落ち込んだ。アメリカへの販売を大きく落としたことが主因であるが、新車需要が減少したこと、そして何よりウォン高の影響が大きいと考えられる¹⁶。サム宣伝紙も2013年10~12月期の連結決算では、営業利益が前年同期比で6.11%減少した。三星電子の主力分野である携帯端末事業の売上不振が最大の要因とみられている¹⁷。このことで外国系投資会社の売り注文が殺到し、三星電子の株価は6月で15%も下落した。2014年にも韓国の主要財閥の収益は悪化している。10大グループの系列会社84社の売上高、営業利益は、それぞれ前年比2.3%、2.5%増加したが、営業利益率は、SKグループ、LGグループを除いた三星グループ、現代自動車グループ、ロッテグループ、ポスコグループ、現代重工業グループ、GSグループ、韓進グループ、ハンファグループの8つのグループで悪化した¹⁸。

韓国の主要企業の経営が悪化することで抜本的な対財閥規制に踏み切れなくなるということは過去に何度も繰り返されてきた。上位財閥の韓国経済におけるプレゼンスがあまりにも大きすぎるためだ。2012年には三星グループ、現代自動車グループ、SKグループ、LGグループ、ロッテグループに所属する系列会社の純利益は上位500社の純利益全体の66.2%だった。さらには三星グループ、現代自動車グループの2グループだけで純利益総額の56.9%を占めた¹⁹。2012年、韓国企業全体の営業利益のうち、三星グループ、現代自動車グループの営業利益は30%を超え、上位財閥への韓国経済の依存度は年々高まっている²⁰。上位財閥への過度な規制を加えることで韓国の主要企業の競争力を削ぐことになれば、韓国経済への影響は計り知れないため、主要企業の経営悪化が表面化した際には対財閥規制は慎重にならざるを得ないのである。

ㄨ 主の権利を侵害し、確実にコーポレート・ガバナンスを悪化させる弊害がある。임영재·전성인 (2009) を参照のこと。

15 『朝鮮日報』2013年8月5日。

16 『産経新聞』2013年5月7日。

17 『朝鮮日報』2014年1月8日。

18 『朝鮮日報』2014年3月10日。

19 『朝鮮日報』2013年5月31日。

20 『朝鮮日報』2014年1月13日。

しかし、少数の有力財閥に韓国経済が依存している状況こそ、韓国経済が抱える最大の問題点である。主要財閥の競争力を削がずに、同時に経済力集中を分散させることは長年試みられてきたことであるが、今だ達成できていない。

さらに危険なことには、傘下のごく一部の系列会社の経営不振がグループ全体に影響を与えグループ丸ごと破綻させる可能性を有した構造を多くの財閥がとっていることだ。現に、2012年9月熊津グループが、2013年5月STXグループが、2013年9月に東洋グループが経営破綻した。主要財閥の競争力低下を恐れるあまり、対財閥規制を後退させることは、実は大きな危険を孕んだことでもある。

また、環状型循環出資を通じた家族・同族の支配力強化によって懸念されることに、企業経営を不透明にしやすいという財閥の特性がこれをより厄介なものとしている。財閥オーナーによる不正が発覚した事件は少なくない。2006年に現代自動車グループの鄭夢九会長が不正資金調達疑惑で逮捕され有罪判決を受けているが、現在も会長職に就いている。2008年三星グループの李健熙会長が不正資金提供疑惑で逮捕され、翌年に有罪判決を受けたが、2010年に会長職に復帰している。2012年にはSKグループの崔泰源会長が会社資金の不正流用疑惑のため起訴された²¹。このように次々と発覚する財閥オーナーの不正は国民の財閥批判につながるわけだが、これは単に道義上の問題だけではなく、責任の所在が極めて不明確なコーポレート・ガバナンスの欠如として、会社経営の危機を示すものでもある。

おわりに

韓国でアジア通貨危機以後とられてきた新自由主義路線は所得格差の拡大をもたらした、国民の不満を募らせた。朴槿恵大統領は経済民主化を公約に掲げたが、韓国の主要企業が軒並み経営不振に陥ったことで経済民主化への対応は頓挫したままになっている。韓国経済における上位財閥のプレゼンスがあまりにも大きすぎるため、主要企業の競争力を削ぐことのないよう財閥規制をどこまで徹底できるのか、むつかしい判断を強いられているのである。しかし、主要財閥の弱体化を恐れるあまり財閥規制を避けることにより、連鎖倒産を起こしやすい構造、放漫経営に陥りやすい構造を放置することはむしろ逆効果である。これまで韓国の対財閥政策は、困難に直面したとき問題を先送りにするということがよく繰り返されてきた。2013年に入り韓国経済は不調に陥っているが、これを打開するためにも対財閥政策を考案し直す必要があるだろう。

21 安倍（2013）参照。SKグループは2007年に持株会社体制へ移行しているが、崔泰源会長が横領した会社資金は、持株会社の家族の持分を増やすために充てられたとみなされている。持株会社が解禁された当初の目的のひとつが財閥の家族支配を弱体化させ放漫経営を防止させることであったことを考えると皮肉な現実であると言える。

参考文献

- 安倍誠 (2011) 『韓国財閥の成長と変容』 岩波書店。
- 安倍誠 (2013) 「『経済民主化』で注目される財閥オーナーの裁判」 日本貿易振興機構アジア研究所。
- 遠藤敏幸 (2012) 「韓国の財閥規制と財閥の持続可能性-2000年代以降を中心に-」 『現代韓国朝鮮研究』。
- 高龍秀 (2010) 「韓国のコーポレート・ガバナンス (2)-資金調達・株主構造を中心に-」 佐久間信夫・水尾順一 『コーポレート・ガバナンスと企業倫理の国際比較』 ミネルヴァ書房。
- 末廣昭 (2007) 『ファミリービジネス論-後発工業化の担い手-』 名古屋大学出版会。
- 服部民夫 (2005) 『開発の経済社会学-韓国の経済発展と社会変容』 文眞堂
- 百本和弘 (2013) 「韓国『経済民主化』で揺れる企業政策」 『ジェトロセンサー』 6月号。
- 柳町功 (2009) 「韓国における財閥問題と市民団体-参与連帯の活動を中心に-」 田島英一・山本純一 『協働主義-中間組織が開くオルタナティブ』 慶応義塾大学出版会。
- 柳町功 (2010) 「韓国のコーポレート・ガバナンス (1)-会社機関改革を中心に-」 佐久間信夫・水尾順一 『コーポレート・ガバナンスと企業倫理の国際比較』 ミネルヴァ書房。
- 横田伸子 (2012) 『韓国の都市下層と労働者-労働の非正規化を中心に-』 ミネルヴァ書房。
- 강철규 (1999) 『재벌개혁의 경제학』 다산출판. 【姜哲圭 (1999) 『財閥改革の経済学』 タサン出版】
- 공정거래위원회 (2011) 『공정거래백서 2011』. 【公正取引委員会 (2011) 『公正取引白書 2011』】
- 공정거래위원회 (2012) 『공정거래백서 2012』. 【公正取引委員会 (2012) 『公正取引白書 2012』】
- 김종인 (2013) 『지금 왜 경제민주화인가』 동화출판사. 【キム ジョンイン (2013) 『今なぜ経済民主化なのか』 同和出版社】
- 김윤태 (2013) 『한국의 재벌과 발전국가』 한울. 【キム ヨンテ (2013) 『韓国の財閥と発展国家』 ハンウル】
- 전삼현 (2006) 「순환출자금지법안에 관한 법리 검토」 『규제연구』 제15권 제2호. 【チョンサムヒョン (2006) 「循環出資禁止法案に関する法理検討」 『規制研究』 第15巻第2号】
- 송희영 (2013) 『절벽에 선 한국경제』 21세기복스. 【ソンヒョン (2013) 『絶壁の山 韓国経済』 21世紀フォックス】
- 임영재・전정인 (2009) 『기업집단의 순환출자 시장규율의 역할』 한국개발연구원. 【イムヨンジェ・チョンソン인 『企業集団の循環出資市場規律の役割』 韓国開発研究院】
- 최정표 (1999) 『재벌시대의 종언』 고원. 【崔廷杓 (1999) 『財閥時代の終焉』 コウォン】